

## 重要なお知らせ

新型コロナウイルス感染症患者の療養期間について新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しが示され有症状の場合、発症日から**7日間経過**し、かつ、症状軽快後**24時間経過**した場合には8日目から療養解除可能となりました。

上記は令和4年9月7日からの適用となりますが当院では院内感染防止に万全を期すために従来通り発症日から**10日間経過**し、かつ症状軽快後**72時間経過**した場合に療養解除との運用を継続させていただきます。患者さま及び当院を利用される皆様に、ご理解ご協力をお願いいたします。

令和4年9月12日  
院長